

1. 経緯

(1) ユネスコの世界遺産一覧表記載に向けては、世界遺産暫定一覧表に記載されたものの中から、各締約国が記載推薦を行い、文化遺産については国際記念物遺跡会議(ICOMOS: イコモス)、自然遺産については国際自然保護連合(IUCN)による審査をへて、世界遺産委員会において記載の可否が決定される。

(2) 文化遺産候補「平泉－仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－」(所在地: 岩手県)に係るこれまでの経緯

平成13年 4月 我が国の世界遺産暫定一覧表に記載
平成18年12月 「平泉－浄土思想を基調とする文化的景観」として推薦書提出
平成19年 8月 ICOMOSから派遣された専門家による現地調査
平成20年 5月 ICOMOSによる「記載延期」の勧告
平成20年 7月 第32回世界遺産委員会(カナダ・ケベックシティ)で「記載延期」の決議
平成22年 1月 「平泉－仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－」として推薦書を再提出
平成22年 9月 ICOMOSから派遣された専門家による現地調査

(3) 文化遺産候補「ル・コルビュジエの建築作品－近代建築運動への顕著な貢献－」(所在地: 東京都)に係るこれまでの経緯

平成19年 9月 我が国の世界遺産暫定一覧表に記載
平成20年 2月 「ル・コルビュジエの建築と都市計画」としてユネスコへ推薦書を提出
平成20年10月 ICOMOSから派遣された専門家による現地調査
平成21年 5月 ICOMOSによる「記載延期」の勧告
平成21年 6月 第33回世界遺産委員会(スペイン・セビリア)による「情報照会」の決議
平成23年 2月 「ル・コルビュジエの建築作品－近代建築運動への顕著な貢献－」として追加情報を提出(※)

※フランスを代表とする6ヶ国(フランス、日本の他にドイツ・スイス・ベルギー・アルゼンチン)により、我が国の国立西洋美術館を含む19資産を一括して推薦。

(4) 自然遺産候補「小笠原諸島」(所在地: 東京都)に係るこれまでの経緯

平成19年 1月 我が国の世界遺産暫定一覧表に記載
平成22年 1月 「小笠原諸島」としてユネスコへ推薦書を提出
平成22年 7月 IUCNから派遣された専門家による現地調査

2. 諮問機関

(1) イコモス(ICOMOS: International Council on Monument and Site 国際記念物遺跡会議)

イコモスは、本部をフランス・パリにおく非政府機関。1965年に設立され、建築遺産及び考古学的遺産の保全のための理論、方法論、科学技術の応用を推進することを目的とする。

(2) IUCN(International Union for Conservation of Nature and Natural Resources 国際自然保護連合)

IUCNは、本部をスイスにおく国家、政府機関、国内及び国際的非政府機関等による自然保護機関。

1948年に設立され、自然及び自然資源の保全を目的とする。

3. 今後の予定

第35回世界遺産委員会(平成23年6月19日～29日、於:フランス、パリ)において、ICOMOS及びIUCNの勧告を踏まえ、世界遺産一覧表への記載の可否が決定される。

なお、世界遺産委員会の決議は次の4区分で示されており、諮問機関による勧告も同様の区分による。

① 記載(Inscription): 世界遺産一覧表に記載するもの。

② 情報照会(Referral): 追加情報の提出を求めた上で次回以降の審議に回すもの。

最も早ければ、平成24年の2月1日までに追加情報を提出し、平成24年6月頃の世界遺産委員会の審議を受けることが可能。

③ 記載延期(Deferral): より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。推薦書を再提出した後、約1年半をかけて再度イコモスの審査を受ける必要がある。

最も早ければ、平成24年2月1日までに推薦書を再提出し、平成25年6月頃の世界遺産委員会の審議を受けることが可能。

④ 不記載決議(Decision not to inscribe): 記載にふさわしくないもの。例外的な場合を除き再推薦は不可。

4. 世界遺産委員会委員国(21ヶ国)

エジプト, オーストラリア, パーレーン, ナイジェリア, ブラジル, 中国, スウェーデン, ヨルダン, バルバドス, カンボジア, エストニア, エチオピア, フランス, イラク, マリ, メキシコ, ロシア, 南アフリカ, スイス, タイ, アラブ首長国連邦